会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成 2 9 年度第 1 回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時		平成29年6月2日(金)午後1時30分~午後3時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出	委 員 (敬称略)	安田会長、扇田副会長、秋山委員、植田委員、森寺委員、宮坂委員、 中谷委員、上霜委員、今村委員、喜谷委員、西垣委員、西中委員、 佐々木委員、蒲原委員		
席	その他	(欠席委員) 津田委員、福島委員、寺田委員、木村委員		
П	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、斎藤障害福祉課長補佐、竹下		
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
	下可・一部不 場合は、その			
1.開会 2.委嘱状伝達 3.副市長あいさつ 4.委員紹介・事務局紹介 5.会長・副会長選出 6.会長あいさつ 7.協議事項 (1)第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について (2)(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画の策定につ (3)アンケート調査の結果(速報値)について 8.その他 9.閉会				
会	会議結果別紙のとおり			

開 会(午後1時30分)

福祉推進室長

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうござい ます。

ただいまより、平成29年度第1回川西市障害者施策推進協議会を開会 いたします。

私は、本日の進行を担当させていただきます、健康福祉部福祉推進室長の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとにお配りしております次第に従いまして、順次会議 を進めさせていただきたいと存じます。

まず、はじめに、委員の皆さまへ、本荘副市長より委嘱状を伝達させて いただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いた だき、委嘱状をお受け取りくださいますようお願いいたします。

安田 末廣 様

扇田 信幸 様

秋山 博 様

植田 寛昭 様

森寺 美由紀 様

宮坂 満貴子 様

中谷 美江 様

上霜 譲二 様

今村 嗣子 様

喜谷 千惠美 様

西垣 通豊 様

西中 博幸 様

佐々木 史恵 様

蒲原 綾子 様

なお、津田 英二様、寺田 隆夫様、木村 道様からはやむを得ず欠席 する旨のご連絡をいただいております。福島委員は、もうじきお見えにな るかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本荘副市長よりごあいさつを申し上げます。

副市長

皆さま、改めましてこんにちは。副市長の本荘でございます。本日は皆さま何かとご多忙のところ、平成29年度第1回川西市障害者施策推進協議会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。委員の皆さま

におかれましては、日頃から障がい者福祉だけではなくて、福祉全般に幅 広いご理解、ご支援をいただいておりますこと、この場をお借りしまして 厚くお礼を申し上げます。

先程委嘱状をお渡ししたところでございますけれども、3年間に渡りましてこの協議会の委員としてお務めいただくということで、重ねてお礼申し上げたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

既に皆さまご案内のとおりかと思いますが、昨年4月に障害者差別解消法が施行されました。本市におきましても、広報誌でありますとか、またパンフレット等通じまして、市民の皆さんに周知あるいは啓発をしてきているということでございます。また、市の職員に対して、障がい者の皆さんへの適切な対応をとっていこうということで、職員の対応要領を作りまして、体制整備を図っているというところでございます。

この協議会でございますが、従来は川西市障がい者福祉計画の策定に関する事項がその所掌事務の中心でございましたが、今般の法律の施行に伴いまして、本協議会におきましても障がい者差別の問題について、解消に向けた取組みをご審議を賜りたいということで、所掌事務を広げるということをいたしまして、関連の規則であります川西市障害者施策推進協議会規則を4月1日付で改正をさせていただいたところでございます。そして、そういったことを担保するためにも、従来の委員の皆さまに加えまして、法律や人権にお詳しい専門家の皆さま、あるいは事業者の代表として川西市商工会の方からも委員に加わっていただいたということで、体制も充実したところでございます。

本年は「第6次川西市障がい者福祉計画」の最終年度です。もちろん、これが最終年度でございますので、計画の達成に向けて最後の力を振り絞っているという時期でもありますが、同時に次の計画、いわゆる第7次の計画作りに向けて並行して作業を進めていくということでございます。委員の皆さまにはそういったご審議もお世話になるということで、幅広いご議論をしていただくことになるかと思っておりますが、日頃の皆さまの専門的な知識やご経験をこの場で発揮していただきまして、よりよい計画づくりあるいは障がい者施策の推進に向けて、お知恵を貸していただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、委員の皆さまにおかれましては、お体にくれぐれもご留意いただきまして、なにとぞ市の福祉の推進にご尽力賜りますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

福祉推進室長

改めまして、委員の皆さまをご紹介いたします。

安田 末廣 様

扇田 信幸 様

秋山 博 様

植田 寛昭 様

森寺 美由紀 様

宮坂 満貴子 様

中谷 美江 様

上霜 譲二 様

今村 嗣子 様

喜谷 千惠美 様

西垣 通豊 様

西中 博幸 様

佐々木 史恵 様

蒲原 綾子 様

続きまして、本日出席させていただいております健康福祉部の職員を紹介いたします。

根津 健康福祉部長でございます

福丸 障害福祉課長でございます。

斎藤 障害福祉課課長補佐でございます。

竹下 障害福祉課主任でございます。

恐れ入りますが、本荘副市長につきましては、こののち他の公務がございますので、これにて退席させていただきます。

(副市長退席)

福祉推進室長

それでは、続きまして、会議次第の5「会長・副会長の選出」に移らせていただきます。

「川西市障害者施策推進協議会規則」第5条の規定によりますと、会長、副会長それぞれ1名を委員の互選により定めることとされております。

会長は会務を総理し、協議会を代表していただくとともに、協議会を招集し、議長として、会議を進行していただくこととなります。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理すると規定されております。

会長、副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

福祉推進室長

お声がありません。

本日は、初めての顔合わせでもありますので、差し支えなければ、事務 局から推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福祉推進室長

ありがとうございます。

それでは、事務局から推薦を願います。

それでは、会長には社会福祉協議会の会長として障がい者の福祉に造詣 の深い安田末廣委員を、副会長には川西養護学校の校長として障がい児教 育に高い見識をお持ちの扇田信幸委員をご推薦申し上げます。

事務局から会長に安田委員、副会長に扇田委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福祉推進室長

ご異議なしと認めます。

よって、会長には、安田末廣委員に、副会長には扇田信幸委員にご就任いただくことになりました。

それでは、安田会長、扇田副会長、それぞれ、会長席、副会長席へお着 きくださいますようお願いいたします。

(会長、副会長 会長席、副会長席へ移動)

福祉推進室長

それでは、会長・副会長のご就任に当たり、代表いたしまして、安田会 長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

会長

会長をお引き受けするということで、一言ごあいさつ申し上げます。このたび、会長の重責を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いでございます。議事運営に当たりましては、スムーズに議事が進みますよう、皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。

さて、昨年4月1日に障害者差別解消法ができました。市の方でも職員対応要領が策定され、色々対応されているんですけれども、我々が行っていくのは第7次障がい者福祉計画を作っていくことで、皆さんからのご意見をいただいて作っていきたいと思います。その目的は、障がいのある方が地域で安心して暮らせるということが本来の目的でありますので、その目的に向かって皆さんと計画の策定に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福祉推進室長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、安田会長にお願いしたいと 思います。安田会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、会議を進めたいと思います。

会議次第の7「協議事項」に入ります。

協議事項(1)「第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について」 事務局より説明をお願いします。

事務局

「川西市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、施策の目標や方策について定めたものです。現在の計画は、平成27年度から今年度29年度までの3年間を計画期間としています。

資料1「第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。

今回の計画では、三つの基本目標に沿って、各事業を実施しております。 1ページから13ページまでが、基本目標1「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」に沿って実施している63事業、14ページから21ページまでが、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」に沿って実施している33事業、22ページから28ページまでが、基本目標3「ともに支え合う地域づくり」に沿って実施している34事業でございます。

それぞれの基本目標ごとに、評価や進捗状況等の集計を冒頭に記載する とともに、事業ごとの実施状況等を一覧で記載させていただいております。

一覧表では、左から、事業ごとのコード番号、事業の名称と概要、事業を担当する部署、28年度末現在の「評価」と「進捗状況」、29年度以降の「実施見込み」及び「現状と課題」について記載しております。

評価につきましては、各事業を担当する部署が、4段階で自己評価したもので、「A」は目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたもの、「B」は目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なもの、「C」は目標に沿った施策展開ができなかったもの、「D」はいずれにもあたらないものを表しております。

なお、事業の名称に「 」印を付した事業がございますが、これはこの 計画における新規施策を表しております。また、同じ施策でも複数の課に またがって実施しているものがありますが、それぞれの課ごとに進捗状況 や評価を記載しておりますので、同じ施策でも担当課によって評価が異な るものがございます。冒頭の集計表において、実際の施策数と施策数の合 計が一致しないのは、このためでございます。

それでは、主なものについて抜粋してご説明させていただきます。

まず、基本目標1「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」です。

1ページの施策コード 1 1 1 0 3 「手話通訳者の設置」では、障害福祉課の窓口には、従来から手話通訳者を 1 名配置しておりますけれども、より専門性の高い意思疎通支援を提供することができるよう、2 9 年度から、雇用形態を臨時職員から嘱託職員に変更いたしまして、支援体制の強化を図ることとしております。

4ページの施策コード11117「精神障がい者に対する福祉的支援」では、精神障がいに関する相談の増加等に対応するため、29年度から、障害福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員することとしております。

7ページの施策コード12201「共同生活援助事業の実施」では、グループホームの供給拡大を図るため、グループホーム新規開設サポート事業補助を実施しておりまして、28年度の補助実績は2件となっております。

11ページの施策コード14102「障がい児(者)地域生活・就業支援センター機能の強化」では、障がい者やそのご家族などからの相談に応じて、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う総合的な相談支援窓口として、従来の「障がい児(者)地域生活・就業支援センター」に加えまして、昨年10月から社会福祉法人正心会への委託により、新たに「ハピネス川西相談支援事業所」を開設し、相談支援体制の充実を図っております。

13ページ、施策コード14305「法人後見に対する支援の検討」では、障害福祉課、福祉政策課それぞれで、支援のあり方を検討しておりますけれども、残念ながら効果的な支援策を見出すことができていない状況です。近隣市の状況や関係機関のご意見等を伺いながら、引き続き、検討していきたいと考えているところでございます。

同じページの施策コード14307「障害者差別解消法への対応」では、 昨年8月に市職員に対する対応要領を策定するとともに、庁内連絡会議を 本年4月に設置し、全庁的な推進を図ることとしております。

次に、14ページ、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」でございます。

施策コード21104「保育所等訪問支援の実施」では、サービスが円滑に利用できるよう、保育所や学校等と保護者及び事業者間の実施手順等を定めまして、関係機関への周知を図っております。

15ページ、施策コード21109「サポートファイルの活用」では、28年度、障害福祉課をはじめ、関係機関の窓口等で約130冊のファイルを配布しております。今後、障害児通所支援の利用者に対するチラシの

配布など、さらなる利用促進を図っていきたいと考えております。

次に、22ページ、基本目標3「ともに支え合う地域づくり」でございます。

25ページ、施策コード31304「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」です。これは、障がい者や障がいのあるお子さんが行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討するという内容ですけれども、検討を進めているところですが、制度化には至っていない状況となっております。計画期間内の制度化に向けまして、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。

27ページ、施策コード32205「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」です。啓発パンフレットの配布やホームページ、広報誌への掲載のほか、企業人権問題啓発推進協議会での講演など、あらゆる機会をとらえ周知に努めており、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

28ページ、施策コード33204「障がい者自立支援協議会の運営」では、協議会の活性化を図るため、協議会組織の見直しについて協議が行われ、29年度から、新たな構成による協議会を組織することとなり、立ち上げの準備を行っているところでございます。

以上、第6次障がい者福祉計画に掲げている事業のうち、主なものについてご説明させていただきました。

次に、資料2「第4期障がい福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。

第4期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画でございまして、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めたものでございます。本市では、先ほどご説明しました「第6次障がい者福祉計画」と一体的に策定しております。

2ページをご覧ください。

第4期障がい福祉計画では、平成29年度に達成すべき成果目標として、 大きく三つの項目について設定しております。

一つめは、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標です。

この目標は、地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の二つの目標で構成されておりまして、地域生活への移行者数につきましては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域での生活に移行することを目標としております。数値で表しますと、基準値であります平成25

年度末時点の施設入所者数 1 1 3 人の 1 2 %以上に相当する 1 4 人が地域 生活に移行することを目標としておりますけれども、 2 8 年度中に地域移 行された方はございませんでしたので、移行者数は、前年実績と同じ 2 人 にとどまっておりまして、目標値とは大きな隔たりがある状況となってお ります。

また、施設入所者の削減数につきましては、25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを目標としております。数値で表しますと、基準値である25年度末時点の施設入所者数113人の4%以上に相当する5人を削減することを目標としております。28年度末時点の入所者数は103人となっておりまして、これは、基準値と比べますと10人の削減であり、現時点では目標を大きく上回る実績となっているところでございます。

二つめは、地域生活支援拠点等の整備に関する目標です。

障害者の地域での暮らしの安心感を担保するため、緊急時の受け入れ体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりの機能を集約し、グループホーム等に付加した拠点を1か所整備することを目標としております。28年度末時点では未整備となっておりますけれども、一定整備の方向性は固まりつつございますので、しかるべき時期に改めてご報告させていただきたいと考えております。

三つめは、福祉施設から一般就労への移行等にかかる目標です。

この目標は、一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就 労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、以上三つの目標で構成されて おります。

一般就労への移行者数につきましては、就労移行支援事業等を通じて、29年度中に一般就労に移行する人数を24年度実績の2倍以上とすることを目標としております。数値で表しますと、基準値である24年度の一般就労への移行者数7人の2倍に相当する14人が一般就労に移行することを目標としておりますけれども、28年度の実績は、15人となっておりまして、現時点では目標を達成できている状況となっております。

次に、就労移行支援事業の利用者数につきましては、25年度末時点の利用者数から6割以上増加させることを目標としておりまして、数値で表しますと、基準値である25年度末時点の利用者数9人の6割以上増加に相当する15人を目標値としておりますけれども、28年度末時点の利用者数は20人となっておりまして、こちらも現時点では目標値を上回る状況となっております。

一方、就労移行支援事業を行う事業所ごとの就労移行率3割以上の事業

所を全体の5割以上とする目標ですけれども、本計画の策定時点では、市内に2か所の就労移行支援事業所がございまして、うち1か所が就労移行率3割以上となることを目標として定めましたけれども、27年度末までに2カ所の事業所は廃止または休止となっておりまして、現在市内には、就労移行支援を行う事業所がない状況となっております。今後、市内での事業所整備が行われるよう、市として採り得る方策を検討していく必要があると考えているところでございます。

4ページから7ページまでは、障害福祉サービスや障害児通所支援などのサービスごとの見込量と実績、8ページから11ページまでは、地域生活支援事業のサービスごとの見込量と実績について記載しております。多岐に渡っておりますので、個々の説明は省略させていただきたいと思いますけれども、利用者数が極めて少ないものを除きまして、概ね見込み量を達成、もしくは大きく上回る利用実績となっているところでございます。

以上、第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況についてご説明させていただきました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長

ただ今事務局から説明がございました。説明に対しまして皆さんからの ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いします。

委員

資料1の13ページ、14307「障害者差別解消法への対応」について、現状と課題が担当部署によって異なっているのはなぜなのでしょうか。市の中で部署が変われば現状と課題が違うというか、市民生活部の方では「全庁的な取り組み方針等を検討していく場ができれば、人権推進室としても参加協力していく」ということで、なければしないのかというふうに取れる文言であるということが気になりました。

18ページの22105「市役所での職場実習の実施」というところで、川西市として障がい者の雇用をされていると思うんですけれども、障がい者の雇用率は出されているのでしょうか。

次に、25ページの31304「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」のところで、まだ実施されていないということなんですけれども、あとどれくらいの年数でこういった制度が出来上がっていくのか、その見通しですね。近隣市でもサービス事業所等での移動支援時に、ちょっと目を離した隙に利用者がいなくなった、最近では西宮市でもありました。事業所でもそういった登録があれば、移動支援時にいなくなったということがあれば、瞬時に捜索することができるルートもできますし、早期に制度を整備していただきたいという要望です。

最後に、28ページの33204「障がい者自立支援協議会の運営」についてですが、28年度は2回開催された自立支援協議会のこれまでの議題内容について教えていただければと思います。

事務局

障害者差別解消法の対応でございますけれども、同じ施策を複数の部署 で担当しているものがいくつかございます。評価がそれぞれ異なるのはな ぜかということですけれども、部署によって受け持っている部分が異なっ ていることが理由の一つとして挙げられるかと思います。障害福祉課では、 28年度中に全庁的な推進体制をどのように作り上げていくかということ を検討いたしまして、庁内の連絡会議を立ち上げまして実際の活動は今年 度からということになるんですけれども、検討を行ってきて一定の推進体 制を作ることができたということを踏まえて評価をさせていただいたとこ ろでございます。職員の対応要領につきましても、これは職員の服務に関 することですので職員課が主に担当したんですけれども、障害者団体の皆 さまからもご意見をいただきながら対応要領もできたということで、そう いったことも含めて評価させていただいております。一方、人権推進室に つきましては「C」となっているんですけれども、独自に広報誌の人権問 題特集号や人権問題研修会を通じて周知・啓発はしていただいております。 その点を評価していただいても良かったのかなとは思うのですが、この事 業概要のところに全庁的な取り組み方針を検討していくと書かれているも のですから、それがまだできていないということでの「C」評価になった のだと考えているところでございます。

市役所での職場実習の実施でございますけれども、この点については毎年同じようなお答えになって誠に恐縮ですけれども、その上の障害者雇用とも併せてにはなるんですけれども、検討する場を設けて具体的にどういったところから進めることができるかということについて、職員の採用を担当しております職員課とも協議を進めていきたいと考えております。そういった方向性での意思の共有はできておりますので、具体的な動きを進めてまいりたいと思っております。また、市役所の障がい者雇用率につきましては、法定雇用率は達成しておりますが、具体的な数値につきましては手元に資料がございません。

障がい者の緊急時事前登録制度の検討についてでございます。どれくらいの目途でということでございますが、この計画の期間中には形にしたいと思っております。それに向けて努力していきたいと考えております。

最後に、自立支援協議会での協議内容についてですが、協議会の本来の あり方というのは、地域で障がい者の支援等に関わっている関係機関が集

まって、その具体的な課題をどのように解決していくか、実際のケースを踏まえた支援のあり方を協議する場であると考えておりますが、今のとこるそういった形での運営はできていないのが現状でございます。どちらかと言うと、事務局側の議題に対して意見をいただく場というような性格が強いということもありまして、より自立的な自主的な運営ができるような形で委員構成、あるいは参画していただく関係機関の見直しについて2回に渡ってご協議いただいたところでございます。29年度から新しい体制での自立支援協議会ができますように、現在準備を進めているところでございます。

委員

資料1の13ページ「留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ」の現状と課題において、「指導員の確保」と記載されていますが、医療ケアを必要とする児童が6年前から増加していますが、看護師がつかず、受け入れが難しいという現状があります。この課題につきまして、今後どのような対応を考えているのかについて教えていただけますでしょうか。

また、川西市には障がいのある児童が卒業後に就労できる施設がほとんどなく、他市や他県で受け入れてもらっているという現状もあります。川西市の子ども達が将来就労することができるような施設の整備の検討状況につきましても、あわせてお答えいただきたいと思います。

事務局

1点目の指導員の確保に関するご質問ですが、現在はこども未来部を中心として対応の方法を検討している最中ではありますが、人員や予算が必要であるという実施面での課題もありますので、引き続き検討を続けるという形で取り組んでいきたいと考えています。

また、就労に関する事業所の確保というご質問についてですが、昨年に就労継続支援A型が新しく開設されており、徐々に増えている状況ではあります。しかし、川西市の全ての卒業生を受け入れられていないという現状を解決するためにも、事業所の整備は今後も継続して検討していく重要な課題であると認識しております。

委員

6年前の状況や、2年前に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点から、保護者から受け入れを求められると断ることができない状況にあります。今後障がい福祉に関する施策を検討していく中で、この問題についてもご検討いただければと思います。

委員

資料2の2ページに、地域生活移行者数が2名、施設入所者の削減数が10名と記されていますが、施設を退所したけれども、地域生活移行者数に含まれていない8名はどちらに移行されたのでしょうか。

事務局

まず、資料に記載している数値についてですが、地域生活移行者数は平成26年度から平成28年度までの累計であり、3年の間に2名が地域生活に移行したことを示しています。一方で、施設入所者削減数につきましては、平成25年度末の入所者数から平成28年度末時点の入所者数を引いた数値であって、平成26年度から現在までに退所された方の累計ではないという点にはご留意いただきたいと思います。

施設入所の動態につきましては、平成27年末時点で施設入所者が10 1名でしたが、その後に2名が退所(1名死亡1名入院)、4名が入所となりましたので、計103名が平成28年度の入所者数となります。

委員

留守家庭児童育成クラブにおいて障がい児の利用が難しいという話がありましたが、通常の事業の場合の医療的ケアは、誰が行っているのでしょうか。

委員

障がい児への医療的ケアは、学校生活においては看護師が常時待機をして医療ケアを行っています。しかし、放課後のクラブ等につきましては、 賃金の関係上、長時間勤務していただくことが難しいため、人員の確保が 難しいというのが現状です。

委員

予算の問題で確保が難しいということでしょうか。

委員

予算の問題ではなく、看護師の年間収入の限度額の問題です。年間 103 万円を超えない範囲で雇用条件を調整するのが難しいため、人材の確保に難航している状況です。

委員

違う看護師を呼んできて対応していただくというのも難しいのでしょうか。

委員

それが難しいのが現状です。

委員

資料2の2ページに施設入所者数などが記載されており、その中には精神障がいの長期入院患者数も含まれているとは思いますが、川西市には入

院施設がありませんが、他市の入院施設に1年以上入院されている方の人数についても把握されているのでしょうか。

事務局

今回掲載している数値の中には、精神障がいの入院患者数は含まれておりません。こちらにつきましては、兵庫県の障がい福祉計画に定められている内容となりますので、市の方では具体的な数値については把握していない状況です。

委員

現在阪神北圏域で地域移行支援に携わらせていただいておりますが、各自治体が自分の町のことで手一杯であるというのが現状であり、おそらくは川西市一市だけで地域移行支援を推進していくのは難しいのではと感じています。地域移行支援を進めていくための方策の検討につきましては、自立支援協議会などで協議される事項かとは思いますが、現時点ではどのような状況なのでしょうか。

事務局

ご指摘いただいたとおり、地域移行はあまり進んでいないというのが現状です。その要因の一つとして、そもそも入院患者数がこちらからは把握できない、という点があります。地域移行支援については病院が主体となって進めていくケースが多いのですが、移行後の支援が不十分である、といった点も地域移行が進んでいない要因の一つではないかと考えております。

委員

地域移行支援が進んでいないという状況は、10年前から指摘されている課題だと思います。また、市内にグループホームがないのは川西市だけです。こちらにつきましても、6年ほど前から継続して意見を申し上げておりますが、実際にはなかなか成果が見えないのが現状です。市としてはグループホームの市内設置につきましては、具体的にどのような取り組みをなされているのでしょうか。

事務局

川西市ではグループホームは現在8箇所あります。昨年度に2箇所新た に設置されております。

委員

資料2の4ページに、平成29年度の見込量と平成28年度の実績値が 掲載されていますが、見込量が実績値よりも低くなっているのはなぜでしょうか。

事務局

見込量につきましては、第4期計画策定時に設定した数値ですので、実際のサービス提供状況によっては、見込量と実績値に差が生じるということもありえます。

会長

見込量については計画策定時から変更を加えていないため、見込量と実 績値に差が生じることがあるという考え方でよろしいかと思います。

他にご質疑がないようでしたら、続きまして、協議事項(2)「(仮称) 第7次川西市障がい者福祉計画の策定について、事務局より説明をお願い いたします。

事務局

先ほど進捗状況をご説明しました、第6次障がい者福祉計画は、本年度 末で計画期間が終了するため、来年度からの新しい計画を策定する必要が あります。今後、皆さまにご協議いただきながら新しい計画の策定を進め ていきたいと考えておりますが、それに先立ち、いくつかご説明させてい ただきたいと思います。

「資料3」をご覧ください。

「1.計画の位置づけ」です。

「川西市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であるとともに、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び、平成30年4月1日に施行される改正児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含する計画です。

障害者基本法に基づく市町村障害者計画は、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

法律上、計画に定めるべき事項は明記されていませんが、障害者基本法では、市が行う施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要があるとされており、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する障害者基本計画及び都道府県が策定する都道府県障害者計画を基本とするとされています。

現行の「第6次川西市障がい者福祉計画」では、「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」、「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」、「ともに支えあう地域づくり」を基本目標として定め、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、市が行う施策全般について、

その目標や方策について定めております。

一方、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や、これらの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、障がい者や障がい児が利用することのできるサービスについて、提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込み量を定める計画となっています。

次に、「2.計画の期間」です。

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」については、計画の期間について法律上の規定はありません。川西市では、初めての「障がい者福祉計画」として、平成10年度から14年度までの5年間の計画として策定し、その計画を改定する形で、平成15年度から20年度までの6年間の計画を策定しましたが、平成18年に障がい者福祉制度の大きな改革となる障害者自立支援法が施行されたため、計画期間の途中でしたが、計画を一部改定し、改めて、平成18年度から20年度までの3年間の計画としました。以降は、3年間の計画として改定を重ね、現在に至っています。

一方、「市町村障害福祉計画」は、厚生労働大臣が定める基本指針で3年を1期として作成することとされており、障害者自立支援法が施行された平成18年度から3年ごとに計画を重ね、現在、第4期の最終年度を迎えています。また、「市町村障害児福祉計画」は、来年4月1日から施行される改正児童福祉法の規定により、新たに作成が義務付けられたもので、市町村障害福祉計画と同様、3年を1期として作成することとされています。

なお、本市では、従来、市町村障害者計画と市町村障害福祉計画を一体的に策定してきたため、いずれも3年間の計画として定めてきましたが、市町村障害者計画は、市町村における障がい者のための基本的な計画として策定するものとの趣旨を踏まえると、中長期的な視点に立った施策を立案し、計画的に推進していくことが求められていると考えられます。一方、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画については、基本指針により、市町村障害者計画と調和が保たれたものとする必要があるとされており、それぞれの計画の対象期間に差異があると、考え方などに若干の相違が生じる可能性があります。

こうしたことから、次期、第7次川西市障がい者福祉計画では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するとの枠組みは維持しつつ、本市における障がい者施策の基本的な計画として、中長期的な視点に立った計画であるとの位置づけを明確にするため、障害福祉計画及

び障害児福祉計画の2期分に相当する6年間の計画として策定することとし、折り返し時点となる第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の終了時に、総合的な中間評価を行うこととしたいと考えております。

次のページをお開き下さい。

次に、「3.国の定める基本指針について」です。

先ほど、ご説明しましたように、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、厚生労働大臣が定める基本指針に即して作成することとされております。

平成30年度から32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めた基本指針は、本年3月31日付で告示されましたので、そのうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定について、概要をご説明します。

今回の基本指針において、市町村が計画に定めるべき目標は、大きく五つの項目が掲げられています。

1点目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標です。 この目標は、現在の計画と同様、地域生活への移行者数と施設入所者の削減数の二つの目標で構成されており、地域生活への移行者数について、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域での生活に移行することを基本とするとされております。

数値で表しますと、基準値である28年度末時点の施設入所者数103 人の9%以上に相当する10人が地域生活に移行することを目標とする必要があります。

また、施設入所者の削減数については、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とするとされており、数値で表しますと、 基準値である28年度末時点の施設入所者数103人の2%以上に相当する3人を削減することを目標とする必要があります。

2点目は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標です。今回の計画からの新規項目で、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とするとされております。

3点目は、地域生活支援拠点等の整備に関する目標です。

現在の計画と同様、市町村又は都道府県が定める障害保健福祉圏域において1か所整備することを基本とするとされております。

4点目は、福祉施設から一般就労への移行等に関する目標です。

この目標は、一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就

労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、就労定着支援による職場定着 率、以上四つの目標で構成されています。

一般就労への移行者数については、就労移行支援事業等を通じて、32年度中に一般就労に移行する人数を28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とするとされております。

数値で表しますと、基準値である28年度の一般就労への移行者数15 人の1.5倍以上に相当する23人が一般就労に移行することを目標とする必要があります。

次に、就労移行支援事業の利用者数については、28年度末時点の利用者数から2割以上増加することを目指すとされており、数値で表しますと、基準値である28年度末時点の利用者数20人の2割以上増加に相当する24人を目標とする必要があります。

次に、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が、全体の5割以上となることを目指すとの目標は、現在の計画と同様の目標値となっております。

次に、就労定着支援による職場定着率に関する目標で、今回の計画からの新規項目となっております。

就労定着支援とは、平成30年度から新たに創設される障害福祉サービスの一つで、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスです。

基本指針では、このサービスによる各年度の支援開始から1年後の職場 定着率を80%以上とすることを基本とするとされています。

5点目は、障害児支援の提供体制の整備等に関する目標です。

この目標は、四つの項目から構成されており、一つ目は、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとされております。児童発達支援センターとは、通所による障がい児への療育を行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を併せて行う、地域の中核的な療育支援施設です。本市では、川西さくら園が児童発達支援センターの指定を受けております。

二つ目は、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を 構築することを基本とするとされております。本市では、川西さくら園を はじめ、3カ所の事業所で保育所等訪問支援が実施されております。

三つ目は、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること を基本とするとされております。なお、基本指針では、重症心身障害児の 支援には専門性を必要とすることなどから、市町村単独での確保が困難な

場合は、圏域での確保でも差し支えないとされています。

五つ目は、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とするとされております。

以上が、厚生労働大臣が定める基本指針のうち、障害福祉サービス等及 び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定の概要です。

次に、3枚目をご覧ください。計画策定のスケジュール案です。

左側の欄が施策推進協議会等の開催予定で、こののち、概ね4回協議会を開催していただき、計画を策定していきたいと考えております。7月6日に予定している次回の協議会では、次期計画の基本目標や全体構成といった計画の骨子のほか、アンケートの分析結果やワークショップの実施についてご協議いただきたいと考えております。

また、9月下旬の協議会では、ワークショップの実施結果のほか、一定、 形になった計画書の素案をお示しし、ご協議いただきたいと考えておりま す。その素案について、1回または2回の会議を通じてご協議いただき、 10月中をめどに最終的な計画案に仕上げていきたいと考えております。

その間、障がい者や市民のワークショップを行って現状を把握するとともに、障がい者自立支援協議会のご意見もお聞きする予定としております。また、市議会に計画案をお示しし、議員の意見をお伺いするとともに、パブリックコメントを実施することとしております。

こうした手続きを通じて、来年2月ごろをめどに計画を策定していきた いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画の策定について」のご説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

委員

資料3の2ページに「障害児支援の提供体制の整備等」につきまして、 現在川西市では保育所等訪問支援を提供している事業所は3箇所あるとの ことですが、対象は小学生まででしょうか。

事務局

対象年齢につきましては、18歳までとなっておりますが、実績としましては小学生程度の年齢のお子様の利用が主となっています。

会長

他にご質疑等がないようでしたら、続きまして、協議事項(3)「アンケート調査の結果(速報値)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

アンケート調査の結果についてご説明させていただきます。

このアンケートは、先ほどご説明しました「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」策定の基礎資料として、障がい者の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、市民の障がい者との関わりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、障害者手帳所持者、一般市民、障害福祉サービス等を実施している事業所、それぞれを対象とした3種類のアンケートを実施いたしました。

調査期間は、いずれも、本年3月13日から3月27日までの15日間で、調査票を対象者に郵送し、同封した返信用封筒で回収する方式で実施しました。

資料4をご覧ください。

まず、1番の手帳所持者を対象としたアンケートです。

調査の概要ですが、調査対象者は、本年2月1日現在で、川西市が援護の実施者となっている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人各400人、及び、児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられましたことから、18歳未満の各障害者手帳所持者を別途400人加えた合計1,600人を無作為に抽出し調査票をお送りし、710人の方から回答を頂きました。回収率は、44.4%です。

調査票を末尾に添付しておりますが、右上に と記載している調査票の 4ページをご覧ください。3年前にも同様のアンケートを実施しておりますが、質問項目を大きく変更したのは、問11から問13の部分で、前回までは、障害福祉サービス全体について、満足度等をお聞きしていましたが、様々なサービスについて、サービスごとの利用意向等をより詳細に把握できるような質問項目にいたしました。

調査結果概要の2ページにお戻りください。

の「福祉に関するサービスや支援制度の利用について」の二つ目、今後利用したいサービスについては、[身体]では【 身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス】【 自宅で介護する人が病気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス】【 補装具や日常生活用具の給付】、[療育]では【 一般の企業で働きたい人に就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービス】【 一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【 日中の居場所や地域の人などと交流することのできる場所】、[精神]では【 一般の企業で働きたい人に就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービス】【 一般の企業などで働くことが難しい人に、生産活動の機会の提供などを行うサービス】【 自宅で介護する人が病

気などのときに、施設で、一時的に入浴、排せつ、食事の介護などを行う サービス】がそれぞれ高くなっています。

また、福祉に関するサービスや支援制度の情報入手先としては、依然として行政機関の窓口や広報誌が多くなっていますが、相談支援事業者とする回答が22.3%と、3年前の9.3%から大幅に増加しており、相談支援事業所の充実や計画相談支援の導入を反映したものと考えられます。そのほか、介助している人のこと、外出のこと、防災のこと、地域との関わり、差別や偏見などについてお尋ねしております。

5ページをご覧ください。

次に、一般市民を対象としたアンケートです。

調査対象者は、前回までは、20歳以上の市民を対象としていましたが、選挙権年齢が引き下げられたことも勘案し、障害者手帳を所持していない18歳以上の市民から1,000人を無作為抽出して調査票をお送りし、361人の方から回答をいただきました。回収率は、36.1%です。

「回答者と障がい者との関わりについて」では、二つ目のところですが、障がい者との「一対一」の関わりにおいて不安を感じるかについては、「とても感じる」が 14.1%、「少し感じる」が 44.3%となっており、全体の半数以上が、障がい者との関わりにおいて少なからず不安を抱いていることがわかります。一方で、職場や学校等において障がい者を受け入れることになった場合に不安を感じるかについては、「とても感じる」が 2.8%、「少し感じる」が 36.8%となっており、「一対一」で関わる場合よりは不安を感じない、という傾向がみられます。

また、「 障がい者の地域生活や社会参加について」では、障がい者の就業に対する特別な配慮に対する考え方については、「特別な配慮が必要だとしても、行政による支援によって積極的に雇用すべきだ」が66.8%と最も高くなっています。年齢別でみると、20~29歳において「特別な配慮が必要だとしても、企業の負担で積極的に雇用すべきだ」が高くなっています。

回答者の多くが、行政主体による就労支援が重要であると考えていますが、若い世代においては、民間企業の側からも働きかけが必要であるという考えをもっていることがうかがえます。

7ページをご覧ください。

次に、事業者を対象としたアンケートです。

調査対象は、本年2月現在で、川西市民が利用する障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、地域生活支援事業所、合計289事業所に調査票をお送りし、174事業所から回答いただきました。回収率は、

60.2%です。

「実施事業の状況について」では、事業を実施する上で困っていることについて、[職員の募集(応募者が少ないなど)][事務作業が多いこと][採算性の確保に苦労すること]において『困っている』(「とても困っている」と「困っている」の合算)の割合が6~7割程度と高くなっています。一方で、[利用者からの苦情の多さ][利用者からの苦情への対応方法がわからないこと][利用者及びそのご家族との契約上のトラブルがしばしばあること]において『困っていない』(「困っていない」と「あまり困っていない」の合算)の割合が9割程度となっています。

事業実施における課題としては、人材の確保や採算の問題など、経営面において多いことがうかがえます。一方で、苦情への対応や契約のトラブルなど、サービスを利用する方との関係性に関する課題はある程度対応できていると考えられます。

8ページをご覧ください。

表の下の部分ですが、障がい者が地域で質の高い生活を営むために、事業所として働きかけていることについては、「地域の活動や地域の交流の場へ参加している」が57.5%と最も高く、次いで「事業所において、利用者と地域住民との交流の機会をつくっている」が40.8%、「障がいや障がい者、事業所のことを理解してもらう取組みをしている」が40.2%となっています。

以上、簡単ですが、アンケート結果の概要についてご説明いたしました。 全ての質問への回答と自由記述を掲載した結果報告書の速報版を「資料5」 として、本日配付させていただいておりますので、ご参照くださいますよ うお願いいたします。

このアンケート結果につきましては、ひきつづき、詳細に分析し、次期 計画案に、できる限り反映できるようにしてまいりたいと考えております ので、よろしくお願いいたします。

会長

以上の説明につきまして、質疑のある方はお願いいたします。

委員

今回の調査の回答率は低い方なのでしょうか。

事務局

今回の調査は、手帳所持者対象調査が44.4%、一般市民対象調査が36.1%となっておりますが、アンケート調査は一般的には3~4割の回収率ですので、今回調査の回収率は平均的な数値であるといえます。

前回の調査の時より回収率が特別下がったわけではありませんが、一般

的に半数以上の回答を得るのはかなり難しい状況にあり、回収率が高くなるように、質問を少なくする、回答の確認の八ガキを送るなどの方法も考えられますが、なかなか8割以上の回答は困難であると思われます。

会長

同時期に行っていた地域福祉計画のアンケート調査は37%程度でした。このようなアンケート調査は、回収率が5割を超えることはあまりないのが現状です。回収率を上げるためには、やり方を検討する必要があるかもしれません。

他にご質疑等がないようでしたら、本日の協議は以上で終わります。 次に、会議次第の8「その他」ですが、事務局から連絡事項はあります か。

事務局

次回の会議は7月上旬を予定しております。開催日が近づきましたらご 案内させていただきますので、ご出席をお願いいたします。

会長

以上で本日予定していた議事はすべて終了しました。これをもちまして、 平成29年度第1回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。

閉 会(午後3時30分)